

● 児童クラブの概要 ●

■ 対象児童

- ・ 保護者(※1)が就労等の事由により放課後の見守りができない1～4年生までの児童。(一部の児童クラブでは5,6年生まで受入れます。)

※ 児童の見守りができないことが証明されない保護者がいる場合は、対象となりません。

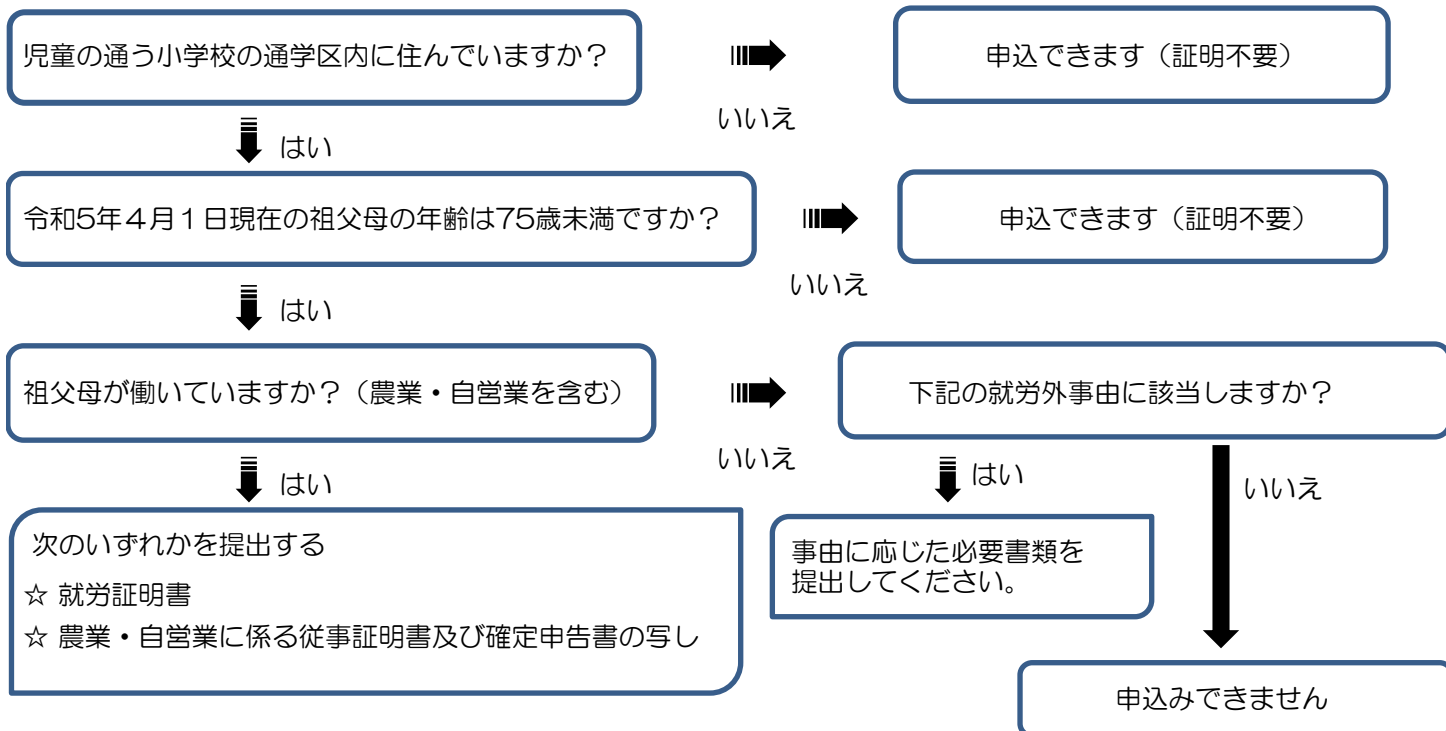
(※1)児童クラブの保護者とは、父母のほか下記に該当する方を含みます。

- ① 同居祖父母
- ② 児童が通う小学校の通学区内に居住している祖父母
- ③ その他同居人

■ 留意事項

- ・ 利用形態は、①通年利用と、②長期利用の2種類です。(資料1ページを参照。)
- ・ 申請内容が事実と異なることが判明した場合は、入所決定を取り消すことがあります。
- ・ 入所決定は先着順ではなく、申請書の提出が入所決定ではありません。申請書類により、入所の可否を審査します。
- ・ 入所が決定しても、保護者等がお休みの場合にはご家庭で児童の見守りをお願いします。
- ・ 児童クラブ開設時間内(午後7時まで)に迎えに来ることも申請条件となります。
- ・ 就労証明書の証明欄が手書きの場合は、受付することができません。事前にお問い合わせください。

■ 祖父母の要件と必要書類



※家庭や近所に祖父母等の見守りが可能な環境がある児童は申請対象外です。

【就労外事由】

事由	必要書類
傷病・入院	医師の診断書(※2)、入院期間を証明する書類
介護	介護保険被保険者証の写し
障がい	身体障害者手帳、療育手帳などの写し
就学	在学証明書 及び カリキュラム
災害復旧	罹災証明

(※2) 医師の診断書(整骨院は不可)は、**児童の見守りができないことが証明されていること。**
診断書に上記の記載が無い場合は、受付ません。